

## 鉛健康診断(鉛中毒予防規則第53条)

法令で定められた鉛業務に従事する労働者に対しては、雇入れ時、当該業務への配置替えの際およびその6ヶ月以内ごとに1回、定期的に、鉛健康診断を実施しなければなりません。

必ず実施しなければならない項目(鉛中毒予防規則第53条第1項、2項)

- ① 業務の経歴の調査
- ② a 鉛による自覚症状及び他覚症状(別表3)の既往歴の調査  
b 血液中の鉛の量及び尿中のデルタアミノレブリン酸の量の既往の検査結果の調査
- ③ 鉛による自覚症状及び他覚症状(別表3)と通常認められる症状の有無の検査

別表3

1. 食欲不振、便秘、腹部不快感、腹部の疼痛等の消化器症状
2. 四肢の伸筋麻痺又は知覚異常等の末梢神経症状 3. 関節痛 4. 筋肉痛 5. 蒼白
6. 易疲労感 7. 倦怠感 8. 睡眠障害 9. 焦燥感 10. その他

- ④ 血液中の鉛の量の検査
- ⑤ 尿中デルタアミノレブリン酸の量の検査
- ※ ④⑤の検査については、6ヶ月以内ごとに1回の検査で、前回当該検査を受けた者については、医師の判断で省略することができます。  
省略する場合には、別途省略要件(平成元年8月22日付け基発第463号)により判断することになります

医師が必要と判断した場合に実施しなければならない項目(鉛中毒予防規則第53条第3項)

- ① 作業条件の調査
- ② 貧血検査
- ③ 赤血球中のプロトポルフィリンの量の検査
- ④ 神経内科学的検査